

平成24年度臨時總會議案書

日 時 平成24年12月19日（水）10時00分～

会 場 さいたま共済会館 602会議室

社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会

社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会平成24年度臨時總會次第

日時 平成24年12月19日(水) 10時00分～

会場 さいたま共済会館 602会議室

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 定足数の報告

4 議長選出

5 議事録署名人及び書記任命

6 議 事

第1号議案 「平成24年度事業計画」の補正

第2号議案 「平成24年度収支予算」の補正

第3号議案 「公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会定款」の改正

第4号議案 「入会金及び会費規則」の改正

第5号議案 「会員外の監事報酬規則」の改正

第6号議案 「役員等日当規則」の制定

7 閉会のことば

別紙のとおり議案を提出します。

平成24年12月19日

会 長	倉 林	信 夫	
副 会 長	内 藤	秀 一	(総務財務担当)
副 会 長	根 岸	一 雄	(研究広報担当)
副 会 長	鈴 木	正 人	(業務推進担当)
副 会 長	太 幡	豊	(公的土地評価担当)
専務理事	小 川	康 雄	
理 事	諸 貫	道 明	(総務財務担当)
理 事	牧 元	航 也	(総務財務担当)
理 事	勝 見	一 男	(研究広報担当)
理 事	宇 田	陽 一	(研究広報担当)
理 事	黒 住	明 央	(業務推進担当)
理 事	荒 井	信 宏	(業務推進担当)
理 事	山 口	邦 男	(公的土地評価担当)
理 事	福 永	正 子	(公的土地評価担当)

第1号議案

平成24年度事業計画の補正について

【補正理由】

平成24年度事業計画については、平成23年度通常総会（平成24年3月27日開催）で議決したところである。

しかし、公益社団法人移行認定申請するにあたり、県から「事前調査等事項一覧」等に基づき確認・修正を求められた内容を踏まえ、各委員会で事業実施を計画している項目について修正が必要となり、補正するものである。

補正案は、以下のとおりである。

平成24年度事業計画（案）

平成24年4月1日～平成25年3月31日

社団法人埼玉県不動産鑑定士協会は、不動産の鑑定評価等に関する業務の進歩改善を図り、不動産鑑定評価制度の発展を通じて土地等の適正な価格の形成及び健全な土地利用の増進に資することにより、県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に貢献するため、次の基本方針により、事業の円滑な運営に努める。

1. 基本方針

- (1) 不動産鑑定評価制度の普及及び啓発に努める
- (2) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する各種相談会を開催する
- (3) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する調査研究及び研修を実施する
- (4) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する資料の収集、管理及び情報の提供に努める
- (5) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する刊行物等を発行する
- (6) 県、市町村その他の公共団体及び諸団体等に対する協力及び事業を受託する
- (7) その他目的を達成するために必要な事業を実施する

2. 事業実施計画

【総務財務委員会】

- 1 当協会の運営
- 2 財務管理の実施
- 3 総会、理事会等の会議の開催

- 4 会員の福利厚生
- 5 規則等の制定、改廃
- 6 所轄官庁等への対応
- 7 公益社団法人化への対応
- 8 日本不動産鑑定士協会連合会並びに他地域会等との連絡、調整
- 9 訴訟等の対応
- 10 その他他の委員会の所掌に属さない事項への対応

【研究広報委員会】

- 1 無料相談会の開催
- 2 有料相談会の開催
- 3 講演会・研修会の開催
- 4 調査・研究事業
 - ・埼玉県における収益用不動産の利回りについて
- 5 各種広報活動
- 6 士会だよりの発行
- 7 ホームページの運営

【業務推進委員会】

- 1 データバンク事業の運営・改善
- 2 REA-N e t システムの対応
- 3 国土交通省の不動産取引価格情報提供制度に係る事業の支援
- 4 研修会の開催
- 5 不動産鑑定評価業務の推進・拡充・契約・相談等への対応
- 6 埼玉友好士業協議会（暮らしと事業のよろず相談会等）
- 7 震災対策連絡協議会
- 8 埼玉県社会福祉協議会及び埼玉評価センターの不動産鑑定評価等

【公的土地評価委員会】

- 1 受託事業
 - ① 平成24基準年度固定時点修正
 - ② 平成24年度地価調査
- 2 調査研究及び研修
 - ① 固定資産評価員会議及び研修会
 - 標準宅地における広域的価格バランスの検討
 - 農地、山林、雑種地及び堤外民地の広域的な価格検討
 - 大規模工場の広域的な価格検討
 - ゴルフ場の研究評価
 - 市町村〔資産税担当〕向けの研修会の開催及び各市町村からの要望

に基づく講師の派遣

- ② 地価公示・地価調査結果からの総合的価格分析及びそれに基づく研修
- ③ 固定資産評価に関連した路線価付設業務についての資料収集
- ④ 固定資産関連のうち、建物評価業務に関する資料収集
- ⑤ 県内各域の再開発事業、区画整理事業に関する分野の資料収集
- ⑥ 震災による関連事業として、県内の公的土地評価に震災が起因したとみられる地域への影響調査

新旧対照表

平成24年度事業計画（補正案）	平成24年度事業計画（当初）
社団法人埼玉県不動産鑑定士協会は、不動産の鑑定評価等に関する業務の進歩改善を図り、不動産鑑定評価制度の発展を通じて土地等の適正な価格の形成及び健全な土地利用の増進に資することにより、県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に貢献するため、次の基本方針により、事業の円滑な運営に努める。 1. 基本方針 (1) 不動産鑑定評価制度の普及及び啓発に努める (2) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する各種相談会を開催する (3) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する調査研究及び研修を実施する (4) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する資料の収集、管理及び情報の提供に努める (5) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する刊行物等を発行する (6) 県、市町村その他の公共団体及び諸団体等に対する協力及び事業を受託する (7) その他目的を達成するために必要な事業を実施する 2. 事業実施計画 【総務財務委員会】 1 当協会の運営 2 財務管理の実施 3 総会、理事会等の会議の開催 4 会員の福利厚生 5 規則等の制定、改廃 6 所轄官庁等への対応 7 公益社団法人化への対応 8 日本不動産鑑定士協会連合会並びに他地域会等との連絡、調整 9 訴訟等の対応 10 その他他の委員会の所掌に属さない事項への対応 【研究広報委員会】 1 無料相談会の開催 2 有料相談会の開催 3 講演会・研修会の開催	社団法人埼玉県不動産鑑定士協会は、不動産の鑑定評価等に関する業務の進歩改善を図り、不動産鑑定評価制度の発展を通じて土地等の適正な価格の形成及び健全な土地利用の増進に資することにより、県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に貢献するため、次の基本方針により、事業の円滑な運営に努める。 1. 基本方針 (1) 不動産鑑定評価制度の普及及び啓発に努める (2) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する各種相談会を開催する (3) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する調査研究及び研修を実施する (4) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する資料の収集、管理及び情報の提供に努める (5) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する刊行物等を発行する (6) 県、市町村その他の公共団体及び諸団体等に対する協力及び事業を受託する (7) その他目的を達成するために必要な事業を実施する 2. 事業実施計画（予算額・単位万円） 【総務財務委員会】〔430〕 1 財務内容の健全化、収入の確保・支出の見直し 2 会員の福利厚生に関する施策の検討 3 諸規程の制定及び見直し 4 鑑定評価に関する各種ツール及び基礎資料の充実・管理についての検討〔80〕 ・住宅地図・ブルーマップの購入（30） ・FAX機器（50） 5 個人情報保護に関する情報管理の徹底についての施策の推進 6 係争対応〔200〕 7 公益社団法人化に伴う専門家相談料〔150〕 8 県民を対象とした一般資料の閲覧、資料閲覧表の作成 【研究広報委員会】〔382〕 1 有料相談会の開催〔5〕 2 無料相談会の開催（春・秋・月例）〔137〕 3 研修・研究事業〔145〕

- 4 調査・研究事業
 - ・埼玉県における収益用不動産の利回りについて
- 5 各種広報活動（埼玉新聞等）
- 6 士会だよりの発行
- 7 ホームページの運営

【業務推進委員会】

- 1 データバンク事業の運営・改善
- 2 REA-Netシステム対応
- 3 国土交通省の不動産取引価格情報提供制度に係る事業の支援
- 4 研修会の開催
- 5 不動産鑑定評価業務の推進・拡充・契約・相談等への対応
- 6 埼玉友好士業協議会（暮らしと事業のよろず相談会等）
- 7 震災対策連絡協議会
- 8 埼玉県社会福祉協議会及び埼玉評価センターの不動産鑑定評価等

【公的土地評価委員会】

- 1 受託事業
 - ① 平成24基準年度固定時点修正
 - ② 平成24年度地価調査
- 2 調査研究及び研修
 - ① 固定資産評価委員会及び研修会
 - 標準宅地における広域的価格バランスの検討
 - 農地、山林、雑種地及び堤外民地の広域的な価格検討
 - 大規模工場の広域的な価格検討
 - ゴルフ場の研究評価
 - 市町村〔資産税担当〕向けの研修会の開催及び各市町村からの要望に基づく講師の派遣
 - ② 地価公示・地価調査結果からの総合的価格分析及びそれに基づく研修
 - ③ 固定資産評価に関連した路線価付設業務についての資料収集
 - ④ 固定資産関連のうち、建物評価業務に関する資料収集
 - ⑤ 県内各域の再開発事業、区画整理事業に関する分野の資料収集
 - ⑥ 震災による関連事業として、県内の公的土地評価に震災が起因したとみられる地域への影響調査

- ・埼玉県における収益用不動産の利回りについて
- 4 各種広報活動（埼玉新聞等） [70]
 - 5 士会だよりの発行 [25]

【業務推進委員会】 [1, 973]

- 1 データバンク事業の運営・改善 [1, 816]
- 2 REA-Netシステム対応 [90]
- 3 研修会の開催 [25]
- 4 業務推進活動調査 [13]
- 5 友好士業 [29]
 - ① 幹事会〔通常幹事会年2回、拡大幹事会及び懇親会〕
 - ② 親睦ゴルフ大会
 - ③ 暮らしと事業のよろず相談会
 - ④ 定例会及び懇親会
- 6 震災対策連絡協議会

【公的土地評価委員会】 [16, 070]

- 1 受託事業 [1, 600]
 - ① 平成24基準年度固定時点修正
 - ② 平成24年度地価調査
- 2 調査研究及び研修 [70]
 - ① 農地、山林、雑種地価格及び堤外民地の広域的な価格検討 (10)
 - ② 大規模工場の公益的な価格検討 (10)
 - ③ 市町村〔資産税担当〕向けの研修会及び鑑定士の講師派遣 (30)
 - ④ 地価公示、地価調査に於ける独自分析の検討 (10)
 - ⑤ 固定評価委員会議の開催 (10)
 - ⑥ 固定資産評価に関わる路線価付設業務
 - ⑦ 固定資産評価に関わる建物評価
 - ⑧ 再開発、区画整理に関わる分野の研究
 - ⑨ ゴルフ場の評価研究

平成24年度主要事業計画表

年 月	実 施 内 容	会 場
24年 4月	7日(土) 無料相談会(県下2会場) 20日(金) 月例無料相談会 20日(金) 理事会 24日(火) 震災対策連絡協議会	浦和・川越 埼玉建設会館 さいたま共済会館 さいたま共済会館
5月	1日(火) 監査 11日(金) 理事会 17日(木) 研修会(親和会共済) 18日(金) 月例無料相談会 22日(金) 通常総会(平成23年度決算)	埼玉建設会館 さいたま共済会館 埼玉教育会館 埼玉建設会館 浦和ワシントンホテル
6月	7日(木) 震災対策連絡協議会 中 旬 資料閲覧認定講習会 15日(金) 月例無料相談会 15日(金) 理事会	さいたま共済会館 埼玉建設会館 埼玉建設会館 さいたま共済会館
7月	20日(金) 月例無料相談会 20日(金) 理事会	埼玉建設会館 さいたま共済会館
8月	27日(月) 震災対策連絡協議会	さいたま商工会議所会館
9月	21日(金) 月例無料相談会 21日(金) 理事会	埼玉建設会館 さいたま共済会館
10月	6日(土) 無料相談会(県下2会場) 中 旬 研修会(固定資産評価関係) 中 旬 研修会(親和会共催) 中 旬 研修会(群馬県士協会共催) 19日(金) 月例無料相談会 19日(金) 理事会 26日(金) 震災対策連絡協議会	大宮・熊谷 未 定 未 定 未 定 埼玉建設会館 さいたま共済会館 埼玉会館
11月	上 旬 講演会 10日(土) 暮らしと事業のよろず相談会 16日(金) 月例無料相談会 16日(金) 理事会 中 旬 研修会 下 旬 資料閲覧認定講習会	未 定 コルソ7階 埼玉建設会館 埼玉建設会館 未 定 埼玉建設会館
12月	上 旬 さいたま市無料相談会 21日(金) 月例無料相談会 21日(金) 理事会 21日(金) 震災対策連絡協議会	未 定 埼玉建設会館 埼玉建設会館 未 定
25年 1月	18日(金) 理事会	埼玉建設会館
2月	上 旬 さいたま市無料相談会 15日(金) 月例無料相談会 15日(金) 理事会	未 定 埼玉建設会館 埼玉建設会館
3月	8日(金) 理事会 15日(金) 月例無料相談会 中 旬 資料閲覧認定講習会 中 旬 研修会 下 旬 講演会 下 旬 通常総会(平成25年度予算)	埼玉建設会館 埼玉建設会館 埼玉建設会館 未 定 未 定 未 定

第2号議案

平成24年度収支予算の補正について

【補正理由】

平成24年度収支予算については、平成23年度通常総会（平成24年3月27日開催）で議決したところである。

しかし、公益社団法人移行認定申請するにあたり、県から「事前調査等事項一覧」等に基づき確認・修正を求められた内容を踏まえ、項目、予算額等を補正するものである。

補正案は、以下のとおりである。

収 支 予 算 書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：円)

	平成24年度予算
I 経常増減の部	
1. 経常収益	
特定資産運用収入	(600)
特定資産利息収入	600
入会金収入	(2,800,000)
会費収入	(11,600,000)
正会員受取会費	11,600,000
事業収入	(178,150,000)
時点修正	
受取受託料	108,000,000
鑑定評価員受取負担金	4,000,000
地価調査	51,000,000
データーバンク	15,000,000
相談会	20,000
成果物頒布	20,000
社協	60,000
講習会受講料収入	50,000
雑収入	(100,000)
受取利息	20,000
雑収入	80,000
経常収益計	192,650,600
2. 経常費用	
事業費支出	(200,470,377)
給与手当	9,785,714
臨時雇賃金	1,200,000
退職給付費用	3,633,214
法定福利費	1,571,429
広告宣伝費	100,000
旅費交通費	2,753,714
通信搬送費	1,362,857
減価償却費	503,783
消耗品費	800,000
修繕費	133,334
印刷製本費	666,666
貸借料	4,140,400
諸謝金	154,000,000
租税公課	2,076,666
支払負担金	14,500,000
委託費	3,070,600
雑費	172,000

管理費支出					17,443,315)
役員報酬				酬當	1,872,000
給與			手		3,914,286
退職給付費				費用	1,453,286
法定福利		福厚	利生	費	628,571
會費		議		費	50,000
旅費		交	通	費	150,000
通信		運	搬	費	424,286
減価償却		償	却	費	137,143
消耗品			品	費	123,409
修繕		繕		費	400,000
印刷		製	本	費	66,666
賃借料		借		料	333,334
諸謝		謝		金	1,359,600
交際費		際		金	5,000,000
租税公課		税	公	課	1,000,000
支払負擔		払	負	金	23,334
委託		託		金	50,000
雜費				費	429,400
經常費用				計	28,000
經当期正味財産増減額					217,913,692
正味財産期首残高					△25,263,092
正味財産期末残高					65,959,848
					40,696,756

収支補正予算内訳書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業			収益事業等			法人会計			合 計		
	当初予算額	補正額	補正予算額	当初予算額	補正額	補正予算額	当初予算額	補正額	補正予算額	当初予算額	補正額	補正予算額
I 経常増減の部												
1. 経常収益												
特定資産運用収入	(300)	(0)	(300)	(0)	(0)	(0)	(300)	(0)	(300)	(600)	(0)	(600)
特定資産利息収入	300	0	300	0	0	0	300	0	300	600	0	600
入会金収入	(0)	933,333	933,333	(933,333)	933,333	0	800,000	133,334	933,334	800,000	2,000,000	2,800,000
会費収入	(8,700,000)	(△4,833,333)	(3,866,667)	(0)	(3,866,667)	(3,866,667)	(2,900,000)	(966,666)	(3,866,666)	(11,600,000)	(0)	(11,600,000)
正会員受取会費	8,700,000	△4,833,333	3,866,667	0	3,866,667	3,866,667	2,900,000	966,666	3,866,666	11,600,000	0	11,600,000
事業収入	(175,060,000)	(2,980,000)	(178,040,000)	(0)	(110,000)	(110,000)	(0)	(0)	(0)	(175,060,000)	(3,090,000)	(178,150,000)
時 点 修 正												
受取受託料	110,000,000	△2,000,000	108,000,000	0	0	0	0	0	0	110,000,000	△2,000,000	108,000,000
評価員受取負担金	0	4,000,000	4,000,000	0	0	0	0	0	0	0	4,000,000	4,000,000
地 価 調 査	50,000,000	1,000,000	51,000,000	0	0	0	0	0	0	50,000,000	1,000,000	51,000,000
データバンク	15,000,000	0	15,000,000	0	0	0	0	0	0	15,000,000	0	15,000,000
相 談 会	0	20,000	20,000	0	0	0	0	0	0	0	20,000	20,000
成果物頒布	0	20,000	20,000	0	0	0	0	0	0	0	20,000	20,000
社 協	60,000	△60,000	0	0	60,000	60,000	0	0	0	60,000	0	60,000
講習会受講料収入	0	0	0	0	50,000	50,000	0	0	0	0	50,000	50,000
雑収入	(10,000)	(0)	(10,000)	(0)	(0)	(0)	(130,000)	(△40,000)	(90,000)	(140,000)	(△40,000)	(100,000)
受 取 利 息	10,000	0	10,000	0	0	0	10,000	0	10,000	20,000	0	20,000
雑 収 入	0	0	0	0	0	0	120,000	△40,000	80,000	120,000	△40,000	80,000
経 常 収 益 計	183,770,300	△920,000	182,850,300	0	4,910,000	4,910,000	3,830,300	1,060,000	4,890,300	187,600,600	5,050,000	192,650,600
2. 経常費用												
事業費支出	(211,880,000)	(△16,331,025)	(195,548,975)	(550,000)	(4,371,402)	(4,921,402)				(212,430,000)	(△11,959,623)	(200,470,377)
給 与 手 当	9,700,000	△1,871,429	7,828,571	0	1,957,143	1,957,143				9,700,000	85,714	9,785,714
臨時雇賃金	2,000,000	△800,000	1,200,000	100,000	△100,000	0				2,100,000	△900,000	1,200,000
退職給付費用	0	2,906,571	2,906,571	0	726,643	726,643				0	3,633,214	3,633,214
法定福利費	1,600,000	△342,857	1,257,143	0	314,286	314,286				1,600,000	△28,571	1,571,429
広告宣伝費	400,000	△300,000	100,000	0	0	0				400,000	△300,000	100,000
総 会 費	600,000	△600,000	0	100,000	△100,000	0				700,000	△700,000	0

旅費交通費	5,800,000	△3,053,429	2,746,571	100,000	△92,857	7,143
研修會費	730,000	△730,000	0	50,000	△50,000	0
通信運搬費	1,300,000	△5,714	1,294,286	50,000	18,571	68,571
減価償却費	0	502,000	502,000	0	1,783	1,783
消耗品費	1,200,000	△800,000	400,000	50,000	350,000	400,000
修繕費	400,000	△333,333	66,667	0	66,667	66,667
印刷製本費	1,150,000	△816,667	333,333	0	333,333	333,333
賃借料	5,100,000	△1,561,600	3,538,400	50,000	552,000	602,000
諸謝金	158,600,000	△4,600,000	154,000,000	0	0	0
租税公課	2,000,000	53,333	2,053,333	0	23,333	23,333
支払負担金	17,000,000	△2,500,000	14,500,000	0	0	0
委託費	4,200,000	△1,539,900	2,660,100	0	410,500	410,500
雜費	100,000	62,000	162,000	50,000	△40,000	10,000
管理費				(15,440,000)	(2,003,315)	(17,443,315)
役員報酬				0	1,872,000	1,872,000
給与手当				4,000,000	△85,714	3,914,286
臨時雇賃金				200,000	△200,000	0
退職給付費用				0	1,453,286	1,453,286
法定福利費				800,000	△171,429	628,571
福利厚生費				150,000	△100,000	50,000
会議費				150,000	0	150,000
旅費交通費				1,200,000	△775,714	424,286
通信運搬費				300,000	△162,857	137,143
減価償却費				0	123,409	123,409
消耗品費				400,000	0	400,000
修繕費				200,000	△133,334	66,666
印刷製本費				600,000	△266,666	333,334
賃借料				1,000,000	359,600	1,359,600
諸謝金				5,000,000	0	5,000,000
交際費				1,000,000	0	1,000,000
租税公課				100,000	△76,666	23,334
支払負担金				50,000	0	50,000
委託費				0	429,400	429,400
雑費				290,000	△262,000	28,000

経常費用計	211,880,000	△16,331,025	195,548,975	550,000	4,371,402	4,921,402	15,440,000	2,003,315	17,443,315	227,870,000	△9,956,308	217,913,692
事業活動収支差額	△28,109,700			△550,000			△11,609,700			△40,269,400		
Ⅱ 投資活動収支の部												
1. 投資活動収入				0			0			28,000,000		
特定資産取崩収入												
積立預金収入	28,000,000			0								
投資活動収入計												
2. 投資活動支出												
特定資産取得支出				0			162,000			1,162,000		
退職給与引当資産取得	1,000,000									0		
固定資産取得支出				0			500,000			1,500,000		
什器備品購入支出	1,000,000						662,000			2,662,000		
投資活動支出計	2,000,000			0			△662,000			25,338,000		
投資活動収支差額	26,000,000			0							削除	
Ⅲ 財務活動収支の部												
1. 財務活動収入				550,000			0			550,000		
他会計振替収入	0			550,000			0			550,000		
財務活動収入計	0											
2. 財務活動支出												
その他の財務活動支出				0			550,000			550,000		
財務活動支出計	0			0			550,000			550,000		
財務活動収支差額	0			550,000			△550,000			0		
Ⅳ 予備費支出	2,977,935			0			8,426,282			11,404,217		
当期収支差額	△5,087,635			△550,000			△20,697,982			△5,087,635		
前期繰越収支差額	5,087,635			0			0			5,087,635		
次期繰越収支差額	0			△550,000			△20,697,982			0		
当期正味財産増減額			△12,698,675		△11,402				△12,553,015		新設	△25,263,092
正味財産期首残高			37,910,129		0				28,049,719			65,959,848
正味財産期末残高			25,211,454		△11,402				15,496,704			40,696,756

(注1) 新会計基準に対応するため、事業活動収支差額以下の欄は上記のとおり変更いたしました。

(注2) 当期より退職給与引当金を計上するため、当期末における要支給額を退職給付費用として計上しました。

第3号議案

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会定款の改正について

【改正理由】

公益社団法人移行認定申請に伴い「公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会定款」を平成22年度臨時総会（平成22年12月21日開催）で議決し、平成23年度通常総会（平成23年5月25日開催）において一部を改正の上、議決したところである。

しかし、公益社団法人移行認定申請するにあたり、県から「事前調査等事項一覧」等に基づき確認・修正を求められた内容を踏まえ、改正するものである。

改正案は、以下のとおりである。

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会定款（改正案）

平成 年 月 日 制定

第1章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）と不動産鑑定業者の社会的使命及びその職責にかんがみ、土地等の適正な価格の形成及び健全な土地利用の増進に資することにより県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産鑑定評価制度の普及及び啓発
- (2) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する情報の提供、講演会等の開催
- (3) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する無料相談等各種相談
- (4) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する資料の収集、整理
- (5) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する調査研究及び研修
- (6) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する刊行物等の発行
- (7) 国、県、市町村その他の公共団体及び諸団体等に対する不動産鑑定に係る協力及び受託事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、埼玉県において行うものとする。

第 3 章 会 員

(種別及び資格)

第5条 この法人の会員は、正会員、特別会員、名誉会員とする。

2 正会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 埼玉県内に住所地を有する不動産鑑定士
- (2) 埼玉県外に住所地を有する不動産鑑定士であつて、埼玉県内に勤務地を有する者
- (3) 埼玉県内に主たる事務所を有する不動産鑑定業者

3 特別会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 不動産の鑑定評価に関する経験が豊富な者及び学識経験者
- (2) 永年、社団法人埼玉県不動産鑑定士協会の正会員として会の運営に功績があつた者

4 この法人に特に功労のあつた者、又は学識経験者で、理事会において推薦された者は名誉会員になることができる。

5 埼玉県内に主たる事務所を有する不動産鑑定業者の代表者でかつ不動産鑑定士の資格を有する者については、不動産鑑定業者を正会員とする。

6 正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」上の社員とする。

(入会及び会員資格の取得)

第6条 この法人に正会員又は特別会員として入会しようとする者は、理事会の定める様式による入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会の可否については、理事会で定める規程により、理事会で決定し、本人に通知する。

3 正会員又は特別会員になろうとする者は、入会の承認を得、かつ総会において別に定める入会金を納入したとき、会員資格を取得する。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び特別会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、入会金及び会費を納入することを要しない。

(会員の倫理)

第8条 会員は、不動産鑑定評価の社会的重要性に鑑み、不動産の鑑定評価に関する法律及び不動産鑑定評価基準並びにこの法人の定款、規則、規程等を遵守し、品位の保持及び資質の向上に努め、その責務を果たすよう努めなければならない。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、若しくは解散したときは、退会したものとみなす。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が、次のいずれかに該当したときは会員資格を喪失する。

- (1) 前条に基づき退会になった場合

- (2) 次条に基づき除名となった場合
- (3) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- (4) 不動産の鑑定評価に関する法律第 20 条、同第 30 条、同第 40 条、同第 41 条の規定による登録の消除を受けた場合

(懲戒)

第 11 条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経て会長がこれを懲戒することができる。

- (1) 法令等によって処分を受けたとき
- (2) この法人の定款、規則、規程等又は総会の議決に違反する行為、その他この法人の目的に反する行為があったとき
- (3) 会員として品位を著しく損ない、その結果この法人の名誉を毀損したとき
- (4) 正会員又は特別会員が、会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき
- (5) その他懲戒すべき正当な理由のあるとき

2 懲戒は、次の 3 種とする。

- (1) 戒告
- (2) この法人における 1 年以内の選挙権、被選挙権、委員会への出席権及び表決権並びに施設利用権の停止
- (3) 除名

3 会長は、第 1 項の規定により会員を懲戒しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、懲戒の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

4 会長は、第 1 項により懲戒が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 第 10 条の規定により会員資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費等の不返還)

第 13 条 この法人は、会員が会員資格を喪失しても、会員が既に納入した会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。

第 4 章 総 会

(構成)

第 14 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 特別会員、名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

3 第 1 項の総会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）」上の社員総会とする。

(権限)

第 15 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の懲戒

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事会において総会に付議した案件
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

（開催）

第 16 条 通常総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

- 2 通常総会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）」上の定時社員総会とする。
- 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の 10 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

（招集）

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号の場合には請求があった日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面により、少なくとも会議の日の 14 日前までに会員に通知を発送しなければならない。

（議長）

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選任する。この場合において、議長が選出されるまでの間は会長を仮議長として議事を行うものとする。

（定足数）

第 19 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決権）

第 20 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 21 条 総会の決議は、正会員総数の過半数が出席し、出席正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の過半数が出席し、正会員総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行なわなければならない。
 - (1) 会員の懲戒
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第22条 総会に出席できない正会員が、書面によりその議決権を行使する場合、又は他の正会員を代理人として表決を委任する場合は、理事会が別に定める総会出欠席確認書及び議決権行使書面に必要事項を記載し、総会の日時の直前の業務終了時間までにこの法人に提出しなければならない。

この場合において、第19条及び第21条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員及び職員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 10人以上 15人以内

(2) 監 事 2人以上 3人以内

2 理事のうち1人を会長、2人以上 4人以内を副会長、1人を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。この場合において、理事会は、正会員による選挙により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

3 副会長及び専務理事は、理事会の決議により選定する。

4 監事は、理事及びこの法人の職員を兼ねることができない。

5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、理事会の決議に基づきこの法人の業務を処理する。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 29 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める規則に従って算定した額を日当として支給することができる。

2 会員外の者を監事に充てる場合は、総会において定める報酬等の基準に従い支給する。

3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問)

第 31 条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が任免する。

3 顧問は、この法人の業務に関する重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第 32 条 この法人の事務を処理するため、専務理事の下に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事会の決議を経て会長が任免する。

4 事務局長その他の職員の勤務、給与等については、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 33 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) (2) に定めるものの外この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解職
- (6) 委員会の設置及び廃止に関する事項
- (7) その他法令または定款に定める事項

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第 37 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印しなければならない。

(職務執行報告)

第 40 条 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告をしなければならない。

第 7 章 委 員 会

(委員会)

第 41 条 この法人には理事会の定めるところにより、事業を円滑に行うために必要に応じ委員会を置くことができる。

2 委員会は総会、理事会その他の権限を侵すものではないものとする。

3 委員会の委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

第 8 章 資 産 及 び 会 計

(資産)

第 42 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

2 資産は、会長が管理する。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。
これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、通常総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第 46 条 資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 47 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づ

き、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 45 条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 49 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 50 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 雑 則

(委任)

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、倉林信夫とし、業務執行理事は、太幡豊、内藤秀一、鈴木正人、根岸一雄、小川康雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登

記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

新旧対照表

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協定会款（新）	公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協定会款（旧） （最終：平成 23 年 5 月 25 日 総会議決）
公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協定会款 平成 年 月 日 制定 第 1 章 総 則 （名称） 第 1 条 この法人は、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会と称する。 （事務所） 第 2 条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。 第 2 章 目的及び事業 （目的） 第 3 条 この法人は、不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）と不動産鑑定業者の社会的使命及びその職責にかんがみ、土地等の適正な価格の形成及び健全な土地利用の増進に資することにより県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に寄与することを目的とする。 （事業） 第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 （1）不動産鑑定評価制度の普及及び啓発 （2）不動産の鑑定評価及び利用等に関する情報の提供、講演会等の開催 （3）不動産の鑑定評価及び利用等に関する無料相談等各種相談 （4）不動産の鑑定評価及び利用等に関する資料の収集、整理 （5）不動産の鑑定評価及び利用等に関する調査研究及び研修 （6）不動産の鑑定評価及び利用等に関する刊行物等の発行 （7）国、県、市町村その他の公共団体及び諸団体等に対する不動産鑑定に係る協力及び受託事業 （8）その他この法人の目的を達成するために必要な事業	公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協定会款 平成 年 月 日 制定 第 1 章 総則 （名称） 第 1 条 この法人は、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会と称する。 （事務所） 第 2 条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。 第 2 章 目的及び事業 （目的） 第 3 条 この法人は、不動産の鑑定評価等に関する業務の進歩改善を図り、不動産鑑定評価制度の発展を通じて土地等の適正な価格の形成及び健全な土地利用の増進に資することにより、県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に寄与することを目的とする。 （事業） 第 4 条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。 （1）不動産鑑定評価制度の普及及び啓発 （2）県、市町村その他の公共団体及び諸団体等に対する協力及び受託事業 （3）不動産の鑑定評価及び利用等に関する資料の収集、整理及び情報の提供 （4）不動産の鑑定評価及び利用等に関する無料相談等各種相談 （5）不動産の鑑定評価及び利用等に関する調査研究及び研修 （6）不動産の鑑定評価及び利用等に関する刊行物等の発行 （7）その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、埼玉県において行うものとする。

第3章 会 員

(種別及び資格)

第5条 この法人の会員は、正会員、特別会員、名誉会員とする。

2 正会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 埼玉県内に住所地を有する不動産鑑定士
- (2) 埼玉県外に住所地を有する不動産鑑定士であつて、埼玉県内に勤務地を有する者
- (3) 埼玉県内に主たる事務所を有する不動産鑑定業者

3 特別会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 不動産の鑑定評価に関する経験が豊富な者及び学識経験者
- (2) 永年、社団法人埼玉県不動産鑑定士協会の正会員として会の運営に功績があつた者

4 この法人に特に功労のあつた者、又は学識経験者で、理事会において推薦された者は名誉会員になることができる。

5 埼玉県内に主たる事務所を有する不動産鑑定業者の代表者でかつ不動産鑑定士の資格を有する者については、不動産鑑定業者を正会員とする。

6 正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」上の社員とする。

(入会及び会員資格の取得)

第6条 この法人に正会員又は特別会員として入会しようとする者は、理事会の定める様式による入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会の可否については、理事会で定める規程により、理事会で決定し、本人に通知する。

3 正会員又は特別会員になろうとする者は、入会の承認を得、かつ総会において別に定める入会金を納入したとき、会員資格を取得する。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び特別会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 前項の事業は、埼玉県において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、公益目的事業の推進に資するために、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 会員の資質向上のための研修・情報の提供
- (2) その他公益目的事業を達成するために関連する事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の目的に賛同する下記の会員であつて、第8条の規定により、この法人の会員になった者をもつて構成する。

- (1) 正会員 埼玉県内に事務所を有する不動産鑑定業者及び埼玉県内に住所又は勤務地がある不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む、以下同じ。）。ただし、他の不動産鑑定士で構成する団体（都道府県不動産鑑定士協会）に所属していない者

- (2) 特別会員 不動産鑑定評価又は公益法人の運営に関する経験が豊富な者及び永年本会の正会員として会の運営に功績があつた者

- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあつた者又は学識経験者で総会において推薦された者

2 正会員（不動産鑑定業者の代表者で合わせて不動産鑑定士の資格で正会員になったものについては、不動産鑑定士のみとする。）をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」上の社員とする。

(倫理の保持及び高揚)

第7条 会員は、不動産鑑定評価の社会的重要性に鑑み、不動産の鑑定評価に関する法律及び不動産鑑定評価基準並びにこの法人の定款、規則、規程その他の定めを遵守し、品位の保持及び資質の向上に努め、その責務を果たすよう努めなければならない。

(会員の資格の取得)

第8条 正会員又は特別会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会に際しては、理事会で定める基準により、理事会で可否を決定し、本人に通知する。

2 名誉会員は、入会金及び会費を納入することを要しない。

(会員の倫理)

第8条 会員は、不動産鑑定評価の社会的重要性に鑑み、不動産の鑑定評価に関する法律及び不動産鑑定評価基準並びにこの法人の定款、規則、規程等を遵守し、品位の保持及び資質の向上に努め、その責務を果たすよう努めなければならない。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、若しくは解散したときは、退会したものとみなす。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が、次のいずれかに該当したときは会員資格を喪失する。

- (1) 前条に基づき退会になった場合
- (2) 次条に基づき除名となった場合
- (3) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- (4) 不動産の鑑定評価に関する法律第20条、同第30条、同第40条、同第41条の規定による登録の消除を受けた場合

(懲戒)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経て会長がこれを懲戒することができる。

- (1) 法令等によって処分を受けたとき
- (2) この法人の定款、規則、規程等又は総会の議決に違反する行為、その他この法人の目的に反する行為があったとき
- (3) 会員として品位を著しく損ない、その結果この法人の名誉を毀損したとき
- (4) 正会員又は特別会員が、会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき
- (5) その他懲戒すべき正当な理由のあるとき

2 懲戒は、次の3種とする。

- (1) 戒告
- (2) この法人における1年以内の選挙権、被選挙権、委員会への出席権及び表決権並びに施設利用権の停止
- (3) 除名

3 会長は、第1項の規定により会員を懲戒しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、懲戒の議決を

(経費の負担)

第9条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員にあっては正会員になった時及び毎年、特別会員にあっては毎年、会員は、次条に定める額を支払う義務を負う。

(入会金及び会費)

第10条 正会員として入会しようとする者は、総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

2 前項の場合において、正会員である不動産鑑定業者の代表者であって、不動産鑑定士の資格で正会員になろうとするものは、入会金を納入することを要しない。

3 正会員または特別会員となった者は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

4 前項の場合において、正会員である不動産鑑定業者の代表者であって、不動産鑑定士の資格で正会員のものの会費は、納入することを要しない。

5 名誉会員は、会費を納入することを要しない。

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、若しくは法人である会員が解散したときは、退会したものとみなす。

(懲戒)

第12条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議を経て会長がこれを懲戒することができる。

- (1) この法人の定款、規則、規程又は総会の議決に違反する行為、その他この法人の目的に反する行為があったとき。
- (2) 会員として品位を著しくそこないその結果この法人の名誉を毀損したとき。
- (3) 正会員又は特別会員が、会費を理事会の定める期限までに納入しないとき。

2 懲戒は、次の3種とする。

- (1) 戒告
- (2) 1年以内の選挙権、被選挙権、各種会議又は委員会への出席権及び表決権並びに施設利用権の停止
- (3) 除名

3 第1項の規定により会員を懲戒しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、懲戒の議決を行う総会にお

行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- 4 会長は、第1項により懲戒が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 第10条の規定により会員資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費等の不返還)

第13条 この法人は、会員が会員資格を喪失しても、会員が既に納入した会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 特別会員、名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
- 3 第1項の総会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の懲戒
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事会において総会に付議した案件
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

- 2 通常総会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」上の定時社員総会とする。
- 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の10分の1以上の者から会議の目的たる事項

いて、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- 4 会長は、第1項により懲戒が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 前2条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費等の不返還)

第14条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の設置)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 理事 | 10人以上15人以内 |
| (2) 監事 | 2人以上3人以内 |
| 2 理事のうち代表理事（通称、「会長」という。） | 1人 |
| 3 理事のうち副会長 | 2人以上4人以内 |
| 4 理事のうち専務理事 | 1人 |
| 5 副会長及び専務理事は、業務執行理事とする。 | |

(役員の選任)

第16条 すべての理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事（会長）は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 副会長及び専務理事は、代表理事（会長）が理事の中から指名し、理事会の決議によって選定する。
- 4 監事は、理事及びこの法人の使用人を兼ねることができない。
- 5 理事及び監事に異動があったときには、2週間以内に登記を行い、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号の場合には請求があった日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面により、少なくとも会議の日の 14 日前までに会員に通知を発送しなければならない。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選任する。この場合において、議長が選出されるまでの間は会長を仮議長として議事を行うものとする。

(定足数)

第 19 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第 20 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 21 条 総会の決議は、正会員総数の過半数が出席し、出席正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の過半数が出席し、正会員総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

(1) 会員の懲戒

(2) 理事及び監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第 17 条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 代表理事(会長)は、この法人を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、代表理事(会長)を補佐する。

4 専務理事は、理事会の議決に基づきこの法人の業務を処理する。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 19 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 20 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 第 12 条第 3 項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同項中「会員」とあるのは「役員」と、「懲戒」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬等)

第 21 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員外の者を役員に充てる場合に限り有給とすることができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(書面表決等)

第22条 総会に出席できない正会員が、書面によりその議決権を行使する場合、又は他の正会員を代理人として表決を委任する場合は、理事会が別に定める総会出欠席確認書及び議決権行使書面に必要事項を記載し、総会の日時の直前の業務終了時間までにこの法人に提出しなければならない。

この場合において、第19条及び第21条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員及び職員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 10人以上 15人以内
- (2) 監 事 2人以上 3人以内

2 理事のうち1人を会長、2人以上 4人以内を副会長、1人を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。この場合において、理事会は、正会員による選挙により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

3 副会長及び専務理事は、理事会の決議により選定する。

4 監事は、理事及びこの法人の職員を兼ねることができない。

5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

(顧問)

第22条 この法人に任意の機関として顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務に関する重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第23条 この法人の事務を処理するため、この法人の専務理事の下に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事会の議決を経て会長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 総会

(構成)

第24条 総会は、正会員（不動産鑑定業者の代表者で合わせて不動産鑑定士の資格で正会員になったものについては、不動産鑑定士のみとする。）をもって構成する。

2 特別会員、名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

3 第1項の総会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」上の社員総会とする。

(権限)

第25条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の懲戒
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他重要な事項

(開催)

第26条 定時総会は、毎年6月に1回開催する。

2 臨時総会は、3月及び次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、理事会の決議に基づきこの法人の業務を処理する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める規則に従って算定した額を日当として支給することができる。

2 会員外の者を監事に充てる場合は、総会において定める報酬等の基準に従い支給する。

3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問)

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第27条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事(会長)が招集する。

2 代表理事(会長)は、前条第2項第2号の場合には請求があった日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 代表理事(会長)は、総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面により、少なくとも会議の日の14日前までに構成員に通知を発送しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選任する。この場合において、議長が選出されるまでの間は会長を仮議長として議事を行うものとする。

(定足数)

第29条 総会は、構成員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第30条 総会の決議は、総構成員の議決権の過半数を有する構成員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総構成員の議決権の過半数を有する構成員が出席し、出席した総構成員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

(1) 会員の懲戒

(2) 理事及び監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第31条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が任免する。

3 顧問は、この法人の業務に関する重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第32条 この法人の事務を処理するため、専務理事の下に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事会の決議を経て会長が任免する。

4 事務局長その他の職員の勤務、給与等については、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(書面表決等)

第31条 総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前2条及び第33条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議決権)

第32条 総会における議決権は、構成員1名につき1個とする。

(議事録)

第33条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会に出席した構成員の数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(2) 規程の制定、変更及び廃止 (3) (2) に定めるものの外この法人の業務執行の決定 (4) 理事の職務の執行の監督 (5) 会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解職 (6) 委員会の設置及び廃止に関する事項 (7) その他法令または定款に定める事項 (招集) 第 35 条 理事会は、会長が招集する。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は専務理事が理事会を招集する。 (議長) 第 36 条 理事会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。 (定足数) 第 37 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。 (決議) 第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。 (議事録) 第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印しなければならない。 (職務執行報告) 第 40 条 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告をしなければならない。 第 7 章 委 員 会 (委員会)	(3) 代表理事(会長) 及び副会長並びに専務理事の選定及び解任。この場合において、理事会は会員の選挙により代表理事(会長)候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。 (招集) 第 36 条 理事会は、代表理事(会長)が招集する。 2 代表理事(会長)が欠けたとき又は代表理事(会長)に事故があるときは、副会長及び専務理事が理事会を招集する。 (決議) 第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。 (議事録) 第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議事録には、代表理事及び出席した監事が署名押印しなければならない。 (職務執行報告) 第 39 条 代表理事(会長)及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告をしなければならない 第 7 章 資 産 及 び 会 計 (資産)
--	---

第 41 条 この法人には理事会の定めるところにより、事業を円滑に行うために必要に応じ委員会を置くことができる。 2 委員会は総会、理事会その他の権限を侵すものではないものとする。 3 委員会の委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。	第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。 (1) 財産目録に記載された財産 (2) 会費 (3) 入会金 (4) 寄附金品 (5) 事業に伴う収入 (6) 資産から生ずる収入 (7) その他の収入 2 資産は、代表理事（会長）が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事（会長）が別に定める。 （事業年度） 第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。 （事業計画及び収支予算） 第 42 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 （事業報告及び収支決算） 第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿
--	---

第 8 章 資産及び会計 (資産) 第 42 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。 (1) 財産目録に記載された財産 (2) 会費 (3) 入会金 (4) 寄附金品 (5) 事業に伴う収入 (6) 資産から生ずる収入 (7) その他の収入 2 資産は、会長が管理する。 (事業年度) 第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。 (事業計画及び収支予算) 第 44 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (事業報告及び収支決算)	(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 3 同条第 1 項の計算書類については、毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。 (長期借入金) 第 44 条 資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。 (公益目的取得財産残額の算定) 第 45 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 43 条第 2 項第 3 号の書類に記載するものとする。 第 8 章 定款の変更及び解散 (定款の変更) 第 46 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。 (解散) 第 47 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。 (公益認定の取消し等に伴う贈与) 第 48 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 (残余財産の帰属) 第 49 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
---	--

第 45 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、通常総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（長期借入金）

第 46 条 資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第 47 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 45 条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 48 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 49 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 50 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 50 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、
総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

（公告の方法）

第 52 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 雑 則

（委任）

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、倉林信夫とし、業務執行理事は、太幡豊、内藤秀一、鈴木正人、根岸一雄、小川康雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

第 10 章 雑 則

（委任）

第 51 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事（会長）が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の役員等は、第 16 条の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

第4号議案

入会金及び会費規則の改正について

【改正理由】

公益社団法人移行認定申請に伴い「入会金及び会費規則」を平成22年度臨時総会（平成22年12月21日開催）で議決し、平成23年度通常総会（平成23年5月25日開催）において一部を改正の上、議決したところである。

しかし、公益社団法人移行認定申請するにあたり、県から示された「事前調査等事項一覧」等に基づき確認・修正を求められた内容を踏まえ、改正するものである。

改正案は、以下のとおりである。

入会金及び会費規則（案）

平成 年 月 日

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下「当協会」という。）は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費規則を次のように定める。

（入会金）

第1条 入会金は、次のとおりとする。

- 一 当協会に入会后5年以上経過した不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）が、不動産鑑定業者として会員（以下「業者会員」という。）になろうとする場合は20万円とする。
- 二 前号以外の者が業者会員になろうとする場合は40万円とする。
- 三 埼玉県内に住所地を有する不動産鑑定士又は埼玉県外に住所地を有する不動産鑑定士であって埼玉県内に勤務地を有する者（以下「個人会員」という。）は、不動産鑑定士は5万円とする。

なお、不動産鑑定士補については2万5千円とする。

- 四 定款第5条第3項に規定する特別会員の入会金は2万5千円とする。

(入会金の納期)

第2条 入会の承認が与えられた者は、代表理事（以下「会長」という。）が指定する日までに入会金を納入しなければならない。

(入会金の一部納入猶予等)

第3条 前条の規定にかかわらず会長は、入会の承認が与えられた者が会長が指定する日までに入会金の二分の一以上を納入し、残額について納入の猶予の申請があったときは、理事会の承認を得て、入会時から2年間を限度として納入を猶予することができる。

2 第1条第三号の規定にかかわらず、不動産鑑定士が会員資格を喪失（以下「退会」という。ただし、懲戒処分による会員資格の喪失は除く。）してから1年以内に定款第5条第2項第1号又は第2号に該当することになり再度入会する場合には、入会金を納入することを要しない。

3 第1条第一号の5年の期間については、退会してから5年以内に再度入会した場合、退会前の会員であった期間も参入することができる。

(入会金の減免)

第4条 別に定める規程により入会金の一部もしくはその全部の減免を受けようとする者について、会長は、理事会の承認を得て入会金の一部もしくは全部を減免することができる。

2 入会金の減免を受けようとする者は、理事会が定める入会金減免申請書にその理由を証する書面を添えて会長に申請するものとする。

3 理事会は、申し出のあった入会金の減免申請について遅滞なく審査し、会長はその結果を当該申請者に通知するものとする。

(資格変更等の入会金)

第5条 会員が、入会金及び会費規則に定める入会金が異なる会員に該当するに至った場合、その差額を納入しなければならない。ただし、個人会員が業者会員となる場合は、新規の入会として第1条一号、同第二号に規定する入会金を納入しなければならない。

2 会員が、入会金及び会費規則に定める入会金の異なる会員に該当するに至った場合、後の金額が前の金額以下であるとき、その差額は返還しないものとする。

(正会員及び特別会員の会費)

第6条 正会員の1四半期当たりの会費は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----|
| 一 不動産鑑定業者 | 2万円 |
| 二 不動産鑑定士 | 2万円 |

なお、不動産鑑定士補は、1万円とする。

- 2 特別会員の1四半期当たりの会費は、1万円とする。
- 3 年度途中で入会した者の会費の額は、入会日の属する四半期分からとする。
- 4 年度途中で退会した者の会費の額は、退会日の属する四半期分までとする。

(会費の納期)

第7条 正会員及び特別会員は、第6条の会費を、各四半期の最初の月に納めなければならない。

(会費の納入猶予)

第8条 前条の規定にかかわらず、会長は、会員が天災その他やむを得ない事由により、会費の納入の猶予の申請があったときは、理事会の承認を得て納入時期を猶予することができる。

(資格変更等の会費)

第9条 会員が、入会金及び会費規則に定める会費の異なる会員に該当するに至った場合、その差額を納入しなければならない。

- 2 会員が、入会金及び会費規則に定める会費の異なる会員に該当するに至った場合、後の金額が前の金額以下であるとき、その差額は返還しないものとする。

(会費の減免)

第10条 会長は、別に定める規程により会費の一部もしくはその全部の減免を受けようとする会員について、理事会の承認を得て会費の一部もしくはその全部を減免することができる。

- 2 会費の減免を受けようとする会員は、理事会が定める会費減免申請書にその理由を証する書面を添えて会長に申請するものとする。
- 3 理事会は、申し出のあった会費の減免申請について遅滞なく審査し、会長はその結果を当該申請者に通知するものとする。

附 則

- 1 本規則は、当協会設立の登記の日からこれを施行する。
- 2 第1条の期間の算定に当たっては、当協会設立時に社団法人埼玉県不動産鑑定士協会会員であった者は、当該会員であった期間を参入するものとする。

新旧対照表

入会金及び会費規則（新）	入会金及び会費規則（旧） （最終：平成 23 年 5 月 25 日総会議決）
入会金及び会費規則 平成 年 月 日 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下「当協会」という。）は、定款第 7 条の規定に基づき、入会金及び会費規則を次のように定める。 （入会金） 第 1 条 入会金は、次のとおりとする。 一 当協会に入会後 5 年以上経過した不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）が、不動産鑑定業者として会員（以下「業者会員」という。）になろうとする場合は 20 万円とする。 二 前号以外の者が業者会員になろうとする場合は 40 万円とする。 三 埼玉県内に住所地を有する不動産鑑定士又は埼玉県外に住所地を有する不動産鑑定士であって埼玉県内に勤務地を有する者（以下「個人会員」という。）は、不動産鑑定士は 5 万円とする。 なお、不動産鑑定士補については 2 万 5 千円とする。 四 定款第 5 条第 3 項に規定する特別会員の入会金は 2 万 5 千円とする。 （入会金の納期） 第 2 条 入会の承認が与えられた者は、代表理事（以下「会長」という。）が指定する日までに入会金を納入しなければならない。	入会金及び会費規則 平成 25 年 5 月 25 日議決 本会は定款第 10 条の規定に基づき、入会金及び会費規則を次のように定める。 （入会金） 第 1 条 正会員の入会金は、次のとおりとする。 一 本会に入会後 5 年以上経過した不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）が業者会員になろうとする場合は 20 万円とする。 二 前号以外の者が業者会員になろうとする場合は 40 万円とする。 三 埼玉県内に住所又は勤務する不動産鑑定士は 5 万円、不動産鑑定士補は 2 万 5 千円とする。 2 前項の規定にかかわらず、正会員である不動産鑑定業者の代表者である不動産鑑定士で併せて不動産鑑定士の資格者で正会員になろうとするものは、入会金を納入することを要しない。 3 第 1 項の規定にかかわらず、不動産鑑定士が会員資格を喪失（懲戒処分による喪失を除く。）してから 1 年以内に再度埼玉県内に住所又は勤務する不動産鑑定士として入会する場合には、入会金を納入することを要しない。 4 第 1 項第 1 号の取扱については、退会してから 5 年以内に再度入会する場合に適用するものとする。 （正会員及び特別会員の会費） 第 2 条 正会員の 1 四半期当たりの会費は、次のとおりとする。 一 不動産鑑定業者 20 千円 二 不動産鑑定士 20 千円

(入会金の一部納入猶予等) 第3条 前条の規定にかかわらず会長は、入会の承認が与えられた者が会長が指定する日までに入会金の二分の一以上を納入し、残額について納入の猶予の申請があったときは、理事会の承認を得て、入会時から2年間を限度として納入を猶予することができる。 2 第1条第三号の規定にかかわらず、不動産鑑定士が会員資格を喪失（以下「退会」という。ただし、懲戒処分による会員資格の喪失は除く。）してから1年以内に定款第5条第2項第1号又は第2号に該当することになり再度入会する場合には、入会金を納入することを要しない。 3 第1条第一号の5年の期間については、退会してから5年以内に再度入会した場合、退会前の会員であった期間も参入することができる。 (入会金の減免) 第4条 別に定める規程により入会金の一部もしくはその全部の減免を受けようとする者について、会長は、理事会の承認を得て入会金の一部もしくは全部を減免することができる。 2 入会金の減免を受けようとする者は、理事会が定める入会金減免申請書にその理由を証する書面を添	三 不動産鑑定士補 10千円 2 特別会員の1四半期当たりの会費は、10千円とする。 3 年度途中で入会した者の会費の額は、入会日の属する四半期分からとする。 4 年度途中で退会した者の会費の額は、退会日の属する四半期分までとする。 5 次に定める会員の会費は、これを徴収しない。 (1) 不動産鑑定業者の代表者で併せて不動産鑑定士の資格で正会員の者（代表者が複数名の場合はその1名） (2) 名誉会員 (特別会費) 第3条 本会は、本会が支援した公益目的事業に従事した正会員から特別会費を徴収することができる。特別会費の額は理事会の議を経て代表理事がこれを定める。 (会費の減免) 第4条 病気等の療養のため長期にわたり業務を行うことができない会員、その他必要と認められる会員については、理事会の承認を得て通常会費または特別会費の一部もしくはその全部を減免することができる。 2 会費の減免を受けようとする会員は、理事会が定める会費減免申請書に理由を証する書面を添えて会長
---	---

えて会長に申請するものとする。 3 理事会は、申し出のあった入会金の減免申請について遅滞なく審査し、会長はその結果を当該申請者に通知するものとする。 (資格変更等の入会金) 第5条 会員が、入会金及び会費規則に定める入会金が異なる会員に該当するに至った場合、その差額を納入しなければならない。ただし、個人会員が業者会員となる場合は、新規の入会として第1条一号、同第二号に規定する入会金を納入しなければならない。 2 会員が、入会金及び会費規則に定める入会金の異なる会員に該当するに至った場合、後の金額が前の金額以下であるとき、その差額は返還しないものとする。 (正会員及び特別会員の会費) 第6条 正会員の1四半期当たりの会費は、次のとおりとする。 <table border="0"> <tr> <td>一 不動産鑑定業者</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>二 不動産鑑定士</td> <td>2万円</td> </tr> </table> なお、不動産鑑定士補は、1万円とする。 2 特別会員の1四半期当たりの会費は、1万円とする。 3 年度途中で入会した者の会費の額は、入会日の属する四半期分からとする。 4 年度途中で退会した者の会費の額は、退会日の属する四半期分までとする。 (会費の納期) 第7条 正会員及び特別会員は、第6条の会費を、各四半期の最初の月に納めなければならない。 (会費の納入猶予) 第8条 前条の規定にかかわらず、会長は、会員が天災その他やむを得ない事由により、会費の納入の猶	一 不動産鑑定業者	2万円	二 不動産鑑定士	2万円	に申請するものとする。 (細則) 第5条 会員が、入会金を異にする資格に該当するに至った場合の入会金、会員の種別変更の場合及び会費を異にする資格に該当するに至った場合の会費並びに入会金及び会費の納入方法等については、理事会の定めるところによる。
一 不動産鑑定業者	2万円				
二 不動産鑑定士	2万円				

予の申請があったときは、理事会の承認を得て納入時期を猶予することができる。 (資格変更等の会費) 第9条 会員が、入会金及び会費規則に定める会費の異なる会員に該当するに至った場合、その差額を納入しなければならない。 2 会員が、入会金及び会費規則に定める会費の異なる会員に該当するに至った場合、後の金額が前の金額以下であるとき、その差額は返還しないものとする。 (会費の減免) 第10条 会長は、別に定める規程により会費の一部もしくはその全部の減免を受けようとする会員について、理事会の承認を得て会費の一部もしくはその全部を減免することができる。 2 会費の減免を受けようとする会員は、理事会が定める会費減免申請書にその理由を証する書面を添えて会長に申請するものとする。 3 理事会は、申し出のあった会費の減免申請について遅滞なく審査し、会長はその結果を当該申請者に通知するものとする。 附 則 1 本規則は、当協会設立の登記の日からこれを施行する。 2 第1条の期間の算定に当たっては、当協会設立時に社団法人埼玉県不動産鑑定士協会会員であった者は、当該会員であった期間を参入するものとする。	附 則 1 本規則は、本会設立の登記の日からこれを施行する。 2 第1条の期間の算定に当たっては、本会設立時に社団法人埼玉県不動産鑑定士協会会員であった者は、当該会員であった期間を参入するものとする。
---	---

第5号議案

会員外の監事報酬規則の改正について

【改正理由】

公益社団法人移行認定申請に伴い「外部監事報酬規則（案）」を平成23年度通常総会（平成23年5月25日開催）において議決したところである。

しかし、公益社団法人移行認定申請するにあたり、県から示された「事前調査等事項一覧」等に基づき確認・修正を求められた内容を踏まえ、「外部監事報酬規則」を「会員外の監事報酬規則」とし、条文についても改正するものである。

改正案は、以下のとおりである。

会員外の監事報酬規則（案）

平成 年 月 日

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）第105条第1項の規定により、会員外の監事の報酬について会員外の監事報酬規則を次のとおり定める。

（目的）

第1条 この規則は、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下「当協会」という。）定款第30条第2項の会員外の監事（以下「会員外監事」という。）の報酬等を定めるものである。

（適用の範囲）

第2条 会員外監事にこの規則を適用する。

（勤務条件）

第3条 会員外監事は、非常勤とする。

2 勤務日は、原則として監査、通常総会及び臨時総会並びに理事会の開かれる日とする。

（会員外監事の報酬等の支給）

第4条 報酬額は、年俸200,000円とする。ただし、所得税、交通費を含むものとする。

2 第1項の報酬額は、年度末に一括して支払うものとする。

3 会員外監事には役員賞与を支給しない。

4 会員外監事の退職にあたっては、退職慰労金を支給しない。

(委嘱状)

第5条 代表理事は、会員外監事を委嘱する場合には勤務条件、報酬額を明記した委嘱状を交付しなければならない。

(公表)

第6条 当協会は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

附 則

この規則は、当協会設立登記の日からこれを施行する。

対照表

会員外の監事報酬規則（新）	外部監事報酬規則（旧） （平成23年5月25日総会議決）
会員外の監事報酬規則（案） 平成 年 月 日 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）第105条第1項の規定により、会員外の監事の報酬について会員外の監事報酬規則を次のとおり定める。 （目的） 第1条 この規則は、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下「当協会」という。）定款第30条第2項の会員外の監事（以下「会員外監事」という。）の報酬等を定めるものである。 （適用の範囲） 第2条 会員外監事にこの規則を適用する。 （勤務条件） 第3条 会員外監事は非常勤とする。 2 勤務日は、原則として監査、通常総会及び臨時総会並びに理事会の開かれる日とする。	外部監事報酬規則 平成23年5月25日 制定 法人法第89条、第105条第1項の規定により、外部監事の報酬について、外部監事報酬規則を次のとおり定める。 （目的） 第1条 この規則は、定款第21条第1項ただし書きの会員外役員の報酬等を定めるものである。 （適用の範囲） 第2条 会員以外の監事（以下、「外部監事」という。）に、この規定を適用する。 （勤務条件） 第3条 外部監事は、非常勤とする。 2 勤務日は、原則として監査、通常総会及び臨時総会並びに理事会とする。

(会員外監事の報酬等の支給) 第4条 報酬額は、年俸200,000円とする。ただし、所得税、交通費を含むものとする。 2 第1項の報酬額は、年度末に一括して支払うものとする。 3 会員外監事には役員賞与を支給しない。 4 会員外監事の退職にあたっては、退職慰労金を支給しない。 (委嘱状) 第5条 代表理事は、会員外監事を委嘱する場合には勤務条件、報酬額を明記した委嘱状を交付しなければならない。 (公表) 第6条 当協会は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。 附 則 この規則は、当協会設立登記の日からこれを施行する。	(外部監事の任期) 第4条 外部監事の任期は、原則定款第15条に定める2年とする。ただし、再任することができる。 (外部監事の報酬等の支給) 第5条 報酬額は、年俸200,000円とする。ただし、所得税、交通費を含むものとする。 2 外部監事には、役員賞与を支給しない。 3 退職にあたっては、退職慰労金を支給しない。 (委嘱状) 第6条 代表理事は、外部監事を委嘱する場合には勤務条件、報酬額を明記した委嘱状を交付しなければならない。 (公表) 第7条 当士協会は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。 附 則 この規程は、本会設立登記の日からこれを施行する。
--	---

第6号議案

役員等日当規則の制定について

【制定理由】

社団法人埼玉県不動産鑑定士協会では、役員等に支給する日当について「役員等旅費規程第10条」で支給の根拠を規定し、「日当の支給細則」において「支給範囲」「支給額」等を規定していた。

こういったことを踏まえ、公益社団法人移行認定申請に伴い役員等に支給する日当について新たに「役員等日当規則」を制定するものである。

役員等日当規則(案)

平成 年 月 日

(目的)

第1条 この規則は、定款第30条第1項の規定に基づき、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下「当協会」という。）の役員、顧問及び委員等（以下「役員等」という。）に支払う日当につき、その支給範囲及び支給額について定めることを目的とする。

(日当の支給範囲)

第2条 役員等が次の会議等に出席する出張の場合は、日当を支給する。

- 一 理事会及び委員会
- 二 監査及びその立会
- 三 鑑定評価書検査
- 四 埼玉友好士業の幹事会及び暮らしと事業のよろず相談会
- 五 各委員会が主催する説明会、研修会及び講演会等（ただし、当協会の会員向けは除く。）
- 六 各委員会が主催する事前準備会等
- 七 当協会を代表して公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び他の都道府県不動産鑑定士協会の会議等に出席する場合
- 八 当協会を代表して県又は市等の各種機関との打ち合わせ又は挨拶のために訪問する場合
- 九 当協会を代表して友好士業団体等の主催する行事等に出席する場合
- 十 当協会を代表して講師として派遣される場合
- 十一 その他、代表理事（以下「会長」という。）が特に必要と認めたもの

(出張命令等)

第3条 理事会及び委員会等事前に開催通知があつて出席する出張の場合については、開催通知をもつて出張命令とする。

2 前項以外で役員等（監事を除く。）が出張する場合には、出張命令者は会長とし、出張者は事後に復命書を会長に対して提出しなければならない。

3 監事が監査等のために出張する場合は、会長に対して通知するものとする。

(支給額)

第4条 役員等が第2条各号の会議等に参加する出張の場合には、一日当たり 8,000 円の日当を支給する。ただし、会議等が午前から午後にわたる場合又は4時間を超えて行われる場合以外の日当支給額は半額とする。

なお、同一日に第2条各号の会議等が重複し、それらに順次出席する場合には、会議等に要した時間を個別に計算し、日当を支給する。

(日当の支給調整)

第5条 会議等の性格により、別途先方開催者から日当等（交通費を除く。）が支給される場合には、その額の如何を問わず日当は支給しない。

(日当の支払い)

第6条 日当は、特別の事情がある場合を除き、会議等の都度支給するものとする。

(適用除外)

第7条 本規則は、会員外の監事には適用しない。

附 則

この規則は、当協会設立登記の日からこれを施行する。